

総務政策常任委員会資料

令和3年11月1日（月）

総合政策部

目次

（その他報告事項）

- 今後の経済対策の方向性と令和4年度の重点施策について 1
- PCR検査の支援について 4
- 全国知事会地方税財政常任委員会の活動について 5
- みやざきワーケーション推進協議会の設立について 8
- 「宮崎県文化芸術振興条例（仮称）」の骨子（案）について 9

今後の経済対策の方向性と令和4年度の重点施策について

総合政策課

1 県民生活・県内経済の復興への取組

(1) これまでの対応

令和2年5月に「新型コロナウイルス感染症経済対応方針」を策定。
本年9月までにコロナ対策関連予算全体で約1,500億円を措置し、事業継続や雇用維持、新たな事業構築の取組等を支援。

(2) 社会経済活動の回復に向けた現在の取組

- ①ワクチン接種(経済活動再開の切り札)
11月までに希望者への接種を終える見込み。
- ②安全・安心の環境づくり
飲食店の認証制度の普及、PCR検査体制の強化。
- ③既存予算(約40億円)による需要喚起
ジモ・ミヤ・タビキャンペーンの再開や市町村と連携したプレミアム付商品券等の取組。

(3) 今後の復興の方向性

- 冬の第6波が懸念されるなど、コロナを克服し、コロナ前のような生活や経済活動を回復するにはしばらく時間を要する見通し。
- 今後の復興に向けては、状況を見ながら、「感染症対策」から「経済活動の始動・活性化」へ段階的に移行。
- 当面は既存事業の執行により対応するとともに、来年度予算においても積極的に事業を構築。
併せて、年内にも予想される国の新たな経済対策の動きを注視し、機動的に施策を展開。

(4) 復興対策のポイント

- ① 県民生活・経済活動を早急に立て直し、成長への基盤を回復する**
- ② 宮崎らしさの発揮により、コロナ後の成長活力を創出する**
- ③ コロナ禍の経験を踏まえ、感染症にも強い地域医療体制の充実を図る**

2 令和4年度における重点施策

(1) コロナ禍からの復興と新たな成長活力の創出

① 感染症に強い医療提供体制の充実

デルタ株の猛威によって、県内の医療提供体制が大きな危機に瀕した経験を踏まえ、地域医療体制の充実や医療人材の確保のほか、県民一人ひとりの感染予防意識の向上など、県民の命と健康を守る取組を推進する。

② 県民生活や地域経済の早期回復

コロナ禍が長期化する中、県民生活や地域経済は大きな打撃を受けており、一刻も早い回復が求められる。離職者や生活困窮者に対する支援や子どもの貧困対策の充実をはじめ、需要の創出、事業の継続・再生を目指す中小企業・小規模事業者の支援など、県民生活の早期回復と地域経済の好循環を促す取組を力強く推し進めていく。

③ 変化を実感できるデジタル化の推進

社会経済活動全般のデジタル化を推進することは、地域が抱える多くの課題の解決だけでなく、今後の経済成長にもつながっていく。スマート農林水産業の推進による省力化・効率化や県内事業者のデジタル化、デジタル・ガバメントの推進などの取組をさらに加速させ、県民がデジタル化の恩恵を実感できる社会の構築を目指す。

④ ゼロカーボン社会づくりの推進

将来の世代が安心して暮らせる持続可能な経済社会をつくるためには、気候変動問題への対応が不可欠である。「地域脱炭素ロードマップ」や「みどりの食料システム戦略」などの国の政策と連動しながら、本県の恵まれた自然環境やバイオマス資源を生かした再生可能エネルギーの導入拡大など、「2050年ゼロカーボン社会づくり」に向けた取組を強化し、新たな成長活力の創出につなげる。

⑤ 宮崎ならではの魅力向上と情報発信の強化

コロナ禍の中、地方のゆたかさが見直されてきており、ワーケーションやアウトドア志向など、ニーズの変化が見られる。今後、充実していく陸上・海上の交通・物流ネットワークを生かしながら、スポーツランドみやぎきをはじめ、豊かな自然や食、文化など、本県ならではの魅力の向上と戦略的な情報発信の強化を図り、国内外との観光・交流の拡大につなげる。

(2) 人口減少対策の取組強化

① 少子化対策の着実な推進と次代を創る子どもたちの育成

少子化が進行する中、少しでも出生数の減少に歯止めをかけるため、結婚支援の推進や子育て支援の充実のほか、働き方改革のさらなる推進など、結婚・出産の希望をかなえる社会づくりを進めるとともに、ふるさと学習をはじめ、ICTや外部人材を活用した質の高い教育を展開し、次代を創る子どもたちを育てていく。

② 未来を支える産業人財の育成・確保

少子・高齢化の進行に伴い、今後ますます将来の産業の担い手不足が見込まれていることに加え、デジタル技術やAIなど先端技術に対応できる人材の育成・確保が重要となることから、県外人材のUターン就職や高校生等の県内就職の促進をはじめ、デジタル時代に活躍できる人材の育成や外国人材の受入れ・共生の推進など、未来を支える産業人財の育成・確保の取組を強化し、本県産業の維持・活性化につなげていく。

(3) 安全・安心で魅力ある地域づくり

① 強靱な県土づくりの着実な推進

本県では、昨年の台風第10号に続き、本年も台風第14号の大雨による土砂災害が発生した。今後発生が危惧される南海トラフ地震や激甚化・頻発化する風水害から、県民の命と暮らしを守り、社会の重要な機能を維持していくため、災害に強い道路ネットワークの機能強化や、流域治水に基づく治水・土砂災害対策、更にはインフラ老朽化対策、消防防災力・地域防災力の強化を進め、災害に強い県土づくりを進める。

② 持続可能な魅力ある地域づくりの推進

今後、特に中山間地域においては、集落の維持・存続が困難になることが懸念されることから、戦略的な移住・定住施策の展開や関係人口といった新たな人材の創出に加え、コロナ後も見据えた地域交通網の最適化や「宮崎ひなた生活圏づくり」の取組など、市町村や地域住民と連携・協働しながら、地域の機能維持・確保に向けた取組をより一層強化し、持続可能な魅力ある地域づくりを推進する。

PCR検査の支援について

総合政策課

1 県境往来者向け支援

(1) 対象者

帰省者やビジネス目的の来県者、県外との間を往来する県民など県外から県内に移動する方

(2) 検査方法

- ・ 空港（羽田、伊丹、福岡）内での検査
- ・ 郵送による検査（検査キットを自宅などへ郵送）

(3) 利用料金

公共交通機関利用者	無料
自家用車等利用者	3,000円

(4) 検査実績（7/1～10/24）

28,947件（うち陽性 20件）

2 来店型検査センター

(1) 対象者

感染に不安を抱える県民など

(2) 検査方法

各検査センターへ来店し検査（開設日）

- ・ 宮崎空港店（9/28）
- ・ 宮崎駅前店（10/8）
- ・ 宮交シティ店（10/21）
- ・ 都城店（10/8）
- ・ 延岡店（10/21）

(3) 利用料金

1,900円（郵送の場合は2,300円（送料別））

(4) 検査実績（9/28～10/24）

1,903件（うち陽性 0件）

全国知事会地方税財政常任委員会の活動について

総合政策課広域連携推進室

1 設置目的

地方行財政に関する事項の調査、研究及び政策の立案並びにその推進を図るため、全国知事会に7つの常任委員会を設置されており、地方税財政常任委員会は、地方税財政に関する事項を所管している。(全国知事会規約第22条及び第23条)

2 委員構成

委員長:宮崎県

副委員長:香川県、山口県

委員:青森県、岩手県、東京都、群馬県、神奈川県、山梨県、富山県、石川県、愛知県、福井県、奈良県、兵庫県、鳥取県、島根県、沖縄県

計 18 都県

3 今年度の主な活動

新型コロナ対策財源の確保をはじめ、地方財政対策や地方税制改正について、全国の知事の意見をとりまとめ、国及び与党に対して要望している。

【これまでの主な活動実績】

4月:令和3年度前半の要望活動に係る提言の意見とりまとめ及びアンケート

5月:令和3年度 第1回地方税財政常任委員会の開催

6月:全国知事会議(夏)の開催

7月:国の経済財政運営と改革の基本方針 2021(骨太の方針)を受けた提言見直し及び第2回地方税財政常任委員会の書面審議

10月:令和3年度後半の要望活動に係る提言の意見とりまとめ及びアンケート

この他、コロナ対策の地方創生臨時交付金の増額等に向けた要望活動を4回実施

- 4月に都道府県に対し、事業者支援分(5,000億円)が創設され、3,000億円を早期配分(本県分 約38億円)
- 8月に都道府県保留分2,000億円の配分に加え、新たに市町村分1,000億円を措置(本県分 約25億円、県内市町村分 約11億円)

【今後の主な活動予定】

11月:令和3年度 第3回地方税財政常任委員会の開催

全国知事会議(秋)の開催

11~12月:政府主催全国知事会議への出席

与党税制改正大綱及び政府予算案決定に向けた要望活動

令和4年度税財政等に関する提案の主要事項（素案）

1 新型コロナウイルス感染症への対応

- ① 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の2兆円規模の増額、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の延長・充実と弾力的運用等
- ② 補正予算による大胆かつ機動的な経済対策の早期実施等

2 地方一般財源総額の確保・充実等

- ① 地方交付税を含む地方一般財源総額の確保・充実
- ② 国土強靱化の強化及び公共施設等の適正管理
- ③ 臨時財政対策債の縮減等

3 地方創生及びデジタル化の推進

- ① 「まち・ひと・しごと創生事業費」及び地方創生推進交付金の継続・拡充
- ② 人口減少対策等に資する新たな税財政措置

4 税制抜本改革の推進等

- ① 法人事業税におけるガス供給業の収入金額課税制度の堅持

令和2年度の主な要望と成果

令和2年度第3次補正予算・令和3年度予算(いわゆる「15か月予算」)関連

主な要望

新型コロナウイルス感染症対策に必要な交付金の増額(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を地方全体で**1.2兆円**など)

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後の予算・財源の確保

主な反映状況

➤ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の**要望を上回る1.5兆円増額**
 ➤ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の**1.3兆円の増額**

➤ **事業規模15兆円程度**の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の策定

令和3年度 税制改正大綱・地方財政対策

自動車税環境性能割の基準切替えと重点化、負担軽減を行う場合の**全額国費負担**

地方交付税等の**一般財源総額の確保・充実**

➤ **2030年燃費基準への切替え、クリーンディーゼル車の非課税対象除外**
 ➤ 環境性能割特例措置の延長に伴う減収額の**全額国費補填**

➤ 地方交付税交付団体ベースで**前年度を上回る地方一般財源総額62兆円の確保**
 ➤ **近年最高額(H24)と同水準の地方交付税17.4兆円の確保**

宮崎県としての取組方針

- ① **会長県・関係県との密接な連携**
- ② **客観的データ、実態把握に基づく具体的要望**
- ③ **国側の視点にも立った「伝わる」資料づくり**
- ④ **全国のため、宮崎のためになる要望**

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(事業者支援分)の早期追加配分について

○ 第4波では、国は緊急事態宣言を発令し、5,000億円の臨時交付金(事業者支援分)を創設して3,000億円を先行交付するなど(4月末)、様々な対策を講じてきたことに感謝
 → 各都道府県は、地域の状況に応じて、**事業者支援分を活用し、事業継続を支援しつつ、感染対策の強化につなげており、先行交付分の交付限度額(3,000億円)のうち、約2,600億円を既に予算計上済み**(※1)

※1 6月補正予算の「計上済み」を含み、「計上最終調整中」を含まず。後者を含めた場合は9割超が予算計上済み

○ 残り2,000億円は、制度創設時に「緊急事態宣言終了後の状況等を踏まえ、経済活動の回復・強靱化に対応するため留保」とされている

→ しかし、同宣言は3度延長され(5/21～、6/1～、6/21～)、まん延防止等重点措置も延長(6/21～)されるなど、変異株の猛威により、想定以上に全国的に感染が深刻化・長期化
 このため、**制度創設時の留保の考え方にとらわれず、以下の対応等に必要財源(約3,100億円)の確保が急務**

・第4波対策で生じた財源不足(※2)への対応

・デルタ株等による次なる感染の波を防ぐ対策

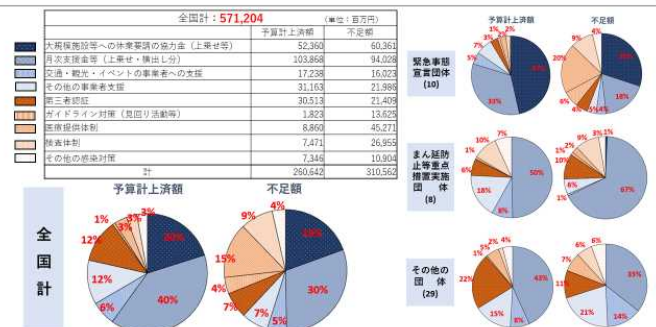
※2 4月以降の月次支援金などの事業者支援事業について、先行交付分(3,000億円)では不足し、**経過措置では、2,018億円の一般財源を充当する状況「財源不足」**が発生(6月末時点)

➔ **留保されている2,000億円の早期配分を!**



新型コロナ地方創生臨時交付金(事業者支援分)の活用(見込)状況調査(R3年5月末時点)

○ 全国計では、
 ・**事業者支援(普系統:大規模施設等への協力金(上乗せ等)、月次支援金等(上乗せ・横出し分)が予算計上済額で約8割、不足額で約6割**
 ・**感染症対策(普系統:第三者認証、医療提供体制(医療機関協力金等)等)は、十分に予算計上されておらず、不足額の約4割**
 ○ 地域では、以下の財政負担が重くなっている。
 ・**緊急事態宣言実施団体では大規模施設等への協力金(上乗せ等)など**
 ・**まん延防止等重点措置実施団体及びその他の団体では月次支援金等や第三者認証など**



みやざきワーケーション推進協議会の設立について

中山間・地域政策課

1 設立の趣旨

コロナ禍での地方回帰の動きやテレワークの進展に伴い、全国的なワーケーションへの関心の高まりと、県内でも受入の取組が広がりつつあることから、県内の民間事業者・関係団体・行政等の参画により、ワーケーションの情報共有や対外的な情報発信等を効果的に行うための推進体制を整備した。

2 協議会の概要

(1) 設立 令和3年10月21日（木）

(2) 参画団体数 62団体
(宿泊事業者、旅行・交通関係事業者、コワーキングスペース提供事業者、通信事業者、関係団体、市町村・県等で構成)
※ ワーケーションに関する官民の協力組織設立は九州初

(3) 代表者(会長) 国立大学法人宮崎大学地域資源創成学部長 桑野 齊 氏

(4) 講演会

- ・ 先進地である和歌山県南紀白浜から講師を招き、ワーケーションの取組について講演
- ・ 県内での取組として、日向市及び椎葉村より事例発表

3 今後の取組について

- ・ 協議会では、今後、先進事例や県内での取組・国の施策に関する情報共有や意見交換を行うなど、関係者の連携により県内でのワーケーション受入を促進していく。
- ・ このほか県では、ワーケーション受入体制構築事業（6月補正予算）により、県内のワーケーションに関する情報を一元的に発信するためのホームページ制作、旅行会社とタイアップしたモデルプログラムの開発・実証等を進める。



「宮崎県文化芸術振興条例（仮称）」の骨子（案）について

みやざき文化振興課

1 制定の理由

国文祭・芸文祭の開催による文化芸術に対する関心の高まりや文化芸術活動の盛り上がりを一過性のものとせず、今後も本県の文化芸術の振興等を図っていくため、その基本理念や施策の基本となる事項等を定め、総合的かつ計画的に施策を推進することとし、条例を制定するものである。

2 これまでの取組

令和3年	3月	2月定例会	総務政策常任委員会	制定について報告
				第1回みやざきの文化を考える懇談会（令和2年度）
	6月	第1回みやざきの文化を考える懇談会		
		6月定例会	総務政策常任委員会	概要の報告
	9月	第2回みやざきの文化を考える懇談会		（書面）
	10月	第3回みやざきの文化を考える懇談会		

3 条例の骨子（案）

別紙のとおり

4 条例の施行日

令和4年3月（予定）

5 今後の取組

令和3年	11月	閉会中総務政策常任委員会	骨子案の報告
			パブリックコメントの実施
令和4年	1月	第4回みやざきの文化を考える懇談会	
	2月	2月定例会	議案提出
	3月	条例施行	（予定）

宮崎県文化芸術振興条例【仮称】の骨子（案）概要

1 総則

目的

文化芸術の振興及び文化芸術により生み出される価値の活用（以下「文化芸術の振興等」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化芸術の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって真にゆとりと潤いの実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

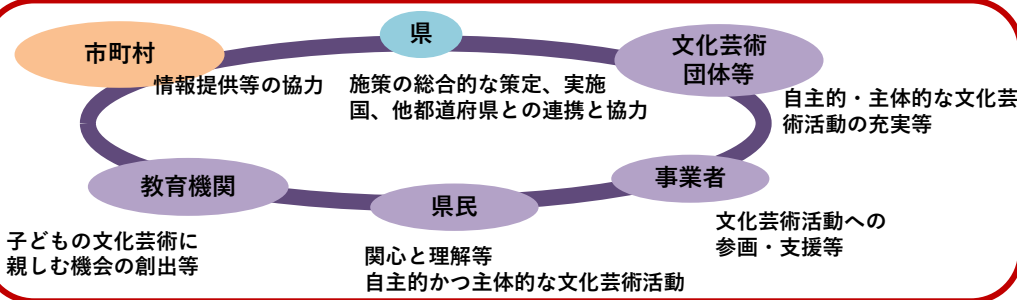
基本理念

～文化芸術の振興等に当たって、考慮すべきこと等を規定～

- 県民一人ひとりが文化芸術活動の主体であるという認識の下での自主性の尊重
- 文化芸術活動を行う者の創造性の尊重、能力発揮
- 県民が等しく、文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるようにすること
- 文化芸術に対する県民の関心と理解を深めること、文化芸術の多様性の尊重
- 県民が郷土への誇りと愛着をもって本県の文化芸術を将来に継承できるようにすること
- 本県文化芸術の発信、文化芸術を通じた交流の推進
- 子どもに対する文化芸術に関する教育の重要性
- 文化芸術と観光、まちづくりなどの各施策との有機的な連携
- 県民、文化芸術団体等、教育機関、事業者、行政との連携・協力

責務・役割

～文化芸術の振興等に当たって、県の責務、その他の主体は積極的役割を果たすこと等を規定～



その他

施策の総合的かつ計画的な推進等



2 基本施策

～文化芸術の振興等に当たって、県が必要な施策を構ずることについて規定～

文化芸術の振興

○ 芸術等の振興

- ・ 芸術（文学、音楽、美術、工芸、写真、演劇、舞踊等）
- ・ メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）
- ・ 芸能（歌唱、講談、落語等）



○ 伝統芸能等の継承及び発展

- ・ 我が国古来の伝統芸能（能楽、歌舞伎等）
- ・ 地域の人々による民俗芸能（神楽、風流等）
- ・ 祭り、年中行事、神話・伝承 等



○ 生活文化等の振興

- ・ 生活文化（茶道、華道、書道、食文化等）
- ・ 国民娯楽（囲碁、将棋等）



○ 文化財の保存及び活用

- ・ 有形及び無形の文化財並びにその保存技術
- ・ 地域の歴史的及び文化的な景観等



文化芸術を実感できる環境づくり

- 文化芸術に対する理解の醸成等
- 県民の鑑賞等の機会の充実
- 文化施設等の充実及び活用の促進
- 事業者による文化芸術活動等の促進

文化芸術を支え、育む人づくり

- 郷土に対する誇りと愛着の醸成
- 子どもの感性及び創造性等の育成
- 障がいのある人の文化芸術活動の充実
- 高齢者の文化芸術活動の充実
- 文化芸術の担い手の育成及び確保
- 顕彰

文化芸術を活用した地域づくり

- 文化芸術の活用による地域の活性化
- 文化芸術の活用による観光等の活性化
- 文化芸術の活用による交流の推進

「宮崎県文化芸術振興条例（仮称）」の骨子（案）

前文のイメージ

かつて日向国と称された宮崎県は、燦々と太陽が降り注ぐとともに、秀麗で緑深き九州山地や霧島連山を源とする清らかなせせらぎが山里を流れ下り、やがて大きな河となって大地を潤し、黒潮寄せる雄大な日向灘に注いでいる。

これらの豊かな自然や温暖な気候風土の中で、先人たちは、互いに助け合い、祈りと感謝を捧げながら、狩猟や焼畑農耕、稲作、漁労などの生業や伝統工芸、多彩な食文化を生み出してきた。

また、古事記や日本書紀に日本発祥にまつわる日向神話の舞台として描かれている本県には、数多くの神話や伝承とともに、神楽をはじめとする多様な民俗芸能や祭り、古墳や歴史的町並みが今も暮らしの中に息づいており、これらを背景として、文学や美術、音楽などの様々な文化芸術も育まれてきた。

こうした文化芸術は、生きる喜びをもたらし、創造性と郷土愛を育み、人と人とのつながりや互いに理解し尊重し合う場を提供する県民共通の財産である。

人口減少やグローバル化、デジタル化など時代が大きく変化する中であって、私たちは、いま改めて文化芸術の固有の意義と価値や表現の自由の重要性を深く認識し、先人たちから受け継いできた文化芸術を継承、発展させるとともに、新たな文化芸術を創造し、もって、一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる活力ある地域社会の形成につなげていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

1 目的

この条例は、文化芸術の振興及び文化芸術により生み出される価値の活用（以下「文化芸術の振興等」といいます。）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化芸術の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって真にゆとりと潤いを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とします。

【趣旨】

文化芸術の振興等に関する基本理念を定め、県の責務及び県民、文化芸術団体等、教育機関、事業者の役割等を明らかにし、文化芸術の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するという、条例の目的を定めるものです。

それをもって、「真にゆとりと潤いを実感できる県民生活」と「活力ある地域社会」の実現に寄与します。

2 基本理念

- (1) 文化芸術の振興等に当たっては、県民一人ひとりが文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」といいます。）の主体であるという認識の下に、その自主性が尊重されなければなりません。
- (2) 文化芸術の振興等に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければなりません。
- (3) 文化芸術の振興等に当たっては、県民がその年齢、障がいの有無、国籍、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう考慮されなければなりません。
- (4) 文化芸術の振興等に当たっては、文化芸術に対する県民の関心と理解が深められるとともに、文化芸術の多様性が尊重されるよう考慮されなければなりません。
- (5) 文化芸術の振興等に当たっては、本県の自然、風土及び歴史に培われてきた特色ある文化芸術を県民が郷土への誇りと愛着を持って将来に継承できるよう考慮されなければなりません。

- (6) 文化芸術の振興等に当たっては、本県の文化芸術の魅力が広く発信されるとともに、文化芸術を通じた人々の活発な交流の推進が図られるよう考慮されなければなりません。
- (7) 文化芸術の振興等に当たっては、乳幼児、児童、生徒等（以下「子ども」といいます。）に対する文化芸術に関する教育の重要性が考慮されなければなりません。
- (8) 文化芸術の振興等に当たっては、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければなりません。
- (9) 文化芸術の振興等に当たっては、県民、文化芸術活動を行う者及び団体（以下「文化芸術団体等」といいます。）、教育機関、事業者、市町村及び県の相互の連携及び協力が図られるよう配慮されなければなりません。

【趣旨】

文化芸術の振興等に当たっての基本となる考え方を示すものであり、文化芸術の振興等に関わる全ての主体が共有する理念について定めるものです。

3 県の責務

- (1) 県は、「2 基本理念」（以下「基本理念」といいます。）にのっとり、文化芸術の振興等に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとします。
- (2) 県は、国及び他の都道府県と連携し、及び協力して、文化芸術の振興等に関する施策を効果的に推進するものとします。

【趣旨】

文化芸術の振興等における県の責務を定めるものです。

4 県民の役割

県民は、文化芸術についての関心と理解を深めるとともに、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとします。

【趣旨】

文化芸術の振興等における県民の役割を定めるものです。

5 文化芸術団体等の役割

文化芸術団体等は、基本理念を理解し、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとします。

【趣旨】

文化芸術の振興等における文化芸術団体等の役割を定めるものです。

6 教育機関の役割

- (1) 教育機関は、基本理念にのっとり、子どもの感性及び創造性を育むことができるよう、文化芸術に親しむ機会の創出に努めるものとします。
- (2) 教育機関は、人材育成、調査研究その他の教育研究活動を通じて、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすよう努めるものとします。

【趣旨】

文化芸術の振興等における教育機関の役割を定めるものです。

7 事業者の役割

事業者は、文化芸術についての関心と理解を深めるとともに、その事業活動等における文化芸術活動への参画又は支援を通じて、文化芸術の振興等に積極的な役割を果たすよう努めるものとします。

【趣旨】

文化芸術の振興等における事業者の役割を定めるものです。

8 市町村との連携等

県は、市町村が地域の特性を生かした文化芸術の振興等において果たす役割の重要性に鑑み、文化芸術の振興等に関する施策の実施に当たっては、市町村との連携を図るとともに、情報提供その他の協力を行うものとします。

【趣旨】

基礎自治体である市町村は、地域における文化芸術の振興等において大きな役割を担っていることに鑑み、文化芸術の振興等における県と市町村との連携について定めるものです。

9 施策の総合的かつ計画的な推進等

- (1) 県は、文化芸術の振興等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の振興等に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」といいます。）を策定するものとします。
- (2) 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。
 - ア 文化芸術の振興等に関する施策を推進するための基本的な方針
 - イ 「ア」に掲げるもののほか、文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 県は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとします。
- (4) 県は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとします。
- (5) 「(3)及び(4)」の規定は、基本計画の変更について準用します。
- (6) 県は、文化芸術の振興等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

【趣旨】

条例に基づき、具体的な文化芸術の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための、県の基本計画の策定及び必要な財政上の措置を講ずるよう努めることについて定めるものです。

第2章 基本施策

第1節 文化芸術の振興

1.0 芸術等の振興

県は、文学、音楽、美術、工芸、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術をいいます。）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（1.1に規定する伝統芸能及び民俗芸能を除きます。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとします。

【趣旨】

芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術等）及び芸能（歌唱その他：講談や落語等含む）を例示し、その振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めることを定めるものです。

1.1 伝統芸能等の継承及び発展

県は、伝統芸能（能楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能をいいます。）、民俗芸能（神楽、風流、盆踊りその他の地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいいます。）及び祭り、年中行事、神話や伝承その他の地域の歴史並びに風土の中で形成されてきた文化の継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとします。

【趣旨】

伝統芸能（能楽、歌舞伎等）、民俗芸能（神楽、風流、盆踊り等）などの継承及び発展を図るため、必要な施策を講ずるよう努めることを定めるものです。

1.2 生活文化等の振興

県は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化、方言その他の生活に係る文化をいいます。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいいます。）の普及を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとします。

【趣旨】

生活文化（茶道、華道等）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋等）の普及を図るため、必要な施策を講ずるよう努めることを定めるものです。

1 3 文化財等の保存及び活用

- (1) 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」といいます。）の適切な保存及び活用が図られるよう、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとします。
- (2) 県は、地域の歴史的な景観及び文化的な景観等を保全し、及び活用するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとします。

【趣旨】

文化財の適切な保存及び活用、地域の歴史的・文化的景観の保全及び活用を図るため、支援等の必要な施策を講ずるよう努めることを定めるものです。

第2節 文化芸術を実感できる環境づくり

1.4 文化芸術に対する理解の醸成等

県は、県民の文化芸術に対する興味や関心を広げ、理解や共感を深められるよう、普及啓発その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとします。

【趣旨】

県民の文化芸術に対する興味や関心を広げ、理解や共感を深められるよう、普及啓発その他の必要な施策を講ずるよう努めることを定めるものです。

1.5 県民の鑑賞等の機会の充実

県は、広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、文化芸術に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとします。

【趣旨】

広く県民が自主的に文化芸術を鑑賞し、参加し、創造する機会の充実を図るため、文化芸術に関する情報の収集及び提供等の必要な施策を講ずるよう努めることを定めるものです。

1.6 文化施設等の充実及び活用の促進

県は、劇場、美術館、博物館、図書館その他の文化施設をはじめとする県民が文化芸術に親しむ場の充実を図るとともに、その活用の促進に努めるものとします。

【趣旨】

劇場、美術館等の文化施設をはじめとする県民が文化芸術に親しむ場の充実と、その活用の促進に努めることを定めるものです。

1.7 事業者による文化芸術活動等の促進

県は、事業者が事業又は社会貢献の一環として行う文化芸術活動及び文化芸術活動に対する支援の促進に努めるものとします。

【趣旨】

事業者が事業又は社会貢献の一環として行う文化芸術活動及び支援の促進に努めることを定めるものです。

第3節 文化芸術を支え、育む人づくり

18 郷土に対する誇りと愛着の醸成

県は、県民が文化芸術を通じて郷土に対する誇りと愛着を持てるよう、郷土の歴史及び文化芸術を学ぶ機会の創出その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとします。

【趣旨】

県民が文化芸術を通じて郷土に対する誇りと愛着を持てるよう、学びの機会の創出等の必要な施策を講ずるよう努めることを定めるものです。

19 子どもの感性及び創造性等の育成

県は、子どもの豊かな感性及び創造性並びに郷土への誇りや愛着を育むため、子どもが文化芸術に触れる機会の提供、子どもによる文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとします。

【趣旨】

子どもの豊かな感性や創造性、そして郷土への誇りや愛着を育むため、子どもが文化芸術に触れる機会の提供等の必要な施策を講ずるよう努めることを定めるものです。

20 障がいのある人の文化芸術活動の充実

県は、文化芸術が障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進に資する多様な機能を有することに鑑み、障がいのある人の文化芸術活動が幅広く行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとします。

【趣旨】

文化芸術が障がいのある人の個性と能力の発揮や社会参加の促進に資する多様な機能を有することから、障がいのある人の文化芸術活動が幅広く行われるような環境の整備等の必要な施策を講ずるよう努めることを定めるものです。

2 1 高齢者の文化芸術活動の充実

県は、文化芸術が高齢者の生きがいでつなぐるとともに、豊富な知識と経験を有する高齢者が文化芸術の重要な担い手であることに鑑み、高齢者が行う文化芸術活動の充実が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとします。

【趣旨】

文化芸術が高齢者の生きがいでつなぐることや、高齢者が豊富な知識と経験を有する文化芸術の重要な担い手であることから、高齢者が行う文化芸術活動の充実が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めることを定めるものです。

2 2 文化芸術の担い手の育成及び確保

県は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、文化芸術の継承活動を行う者、文化芸術活動の指導を行う者、文化芸術活動の企画又は制作を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者、文化芸術に関する中間支援を行う者その他の文化芸術の担い手の育成及び確保に必要な施策を講ずるよう努めるものとします。

【趣旨】

文化芸術に関する創造的活動を行う者や文化芸術の継承活動を行う者等の文化芸術の担い手の育成及び確保に必要な施策を講ずるよう努めることを定めるものです。

2 3 顕彰

県は、県民が自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて文化芸術の振興等に積極的に取り組む気運が醸成されるよう、文化芸術の振興等に関し顕著な功績があると認められる者を顕彰するよう努めるものとします。

【趣旨】

県民が文化芸術の振興等に積極的に取り組む気運が醸成されるよう、顕著な功績があると認められる者を顕彰するよう努めることを定めるものです。

第4節 文化芸術を活用した地域づくり

2.4 文化芸術の活用による地域の活性化

県は、文化芸術が地域の活性化に資するよう、地域住民が主体となって取り組む文化芸術を活用したまちづくり及び地域活力の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとします。

【趣旨】

文化芸術が地域の活性化に資するよう、地域住民が主体となって取り組む文化芸術を活用したまちづくり及び地域活力の向上に必要な施策を講ずるよう努めることを定めるものです。

2.5 文化芸術の活用による観光等の活性化

県は、文化芸術が観光、産業等の活性化に資するよう、文化芸術と観光、産業等の相互連携の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとします。

【趣旨】

文化芸術が観光や産業等の活性化に資するよう、文化芸術と観光等の相互連携の促進等の必要な施策を講ずるよう努めることを定めるものです。

2.6 文化芸術の活用による交流の推進

県は、文化芸術に関する情報を積極的に国内外に向けて発信するとともに、文化芸術を通じた地域間の交流、国際交流等の推進に必要な施策を講ずるよう努めるものとします。

【趣旨】

文化芸術に関する情報の国内外への発信や文化芸術を通じた地域間の交流、国際交流等の推進に必要な施策を講ずるよう努めることを定めるものです。